



熊本県公報

第 1 2 0 2 6 号

平成 23 年 7 月 12 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (") 4
- 平成 23 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 12

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 13
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 13
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 14
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不分明
者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 14
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 14
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 14
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 15
- 本渡都市計画下水道の変更 (天草市決定)…………… (都市計画課) 15

告 示

熊本県告示第 6 9 8 号

障害者自立支援法 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害
福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ゆうワークス 熊本市平成 2 丁目 1 8 番 2 2 号	N P O 法人ゆうス テーション熊本 熊本市平成 2 丁目 1 8 番 2 2 号 小林 明良	平成 2 3 年 7 月 1 日	4310101243	就労継続支 援 A 型

熊本県告示第 6 9 9 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規
定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの
で、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第700号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、
葦北郡津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリデイサービスnagomi荒尾店 荒尾市水野1534番地1	株式会社荒尾温泉	平成23年7月1日

熊本県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリデイサービスnagomi荒尾店 荒尾市水野1534番地1	株式会社荒尾温泉	平成23年7月1日

熊本県告示第703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
高浜眼科医院	宇土市城之浦町65	平成23年4月1日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
宇城総合訪問看護センター	宇城市松橋町曲野3475番地4	平成23年4月1日

熊本県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
宇賀岳病院	開 設 者		平成23年5月1日
	医療法人社団黎明会	社会医療法人黎明会	
みどりかわクリニック	名 称		平成23年6月1日
	小田医院	みどりかわクリニック	
	所 在 地		
	宇土市上綱田町3677番地	宇土市野鶴町340番地1	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
つばき薬局	所 在 地		平成 2 3 年 6 月 1 日
	宇土市上綱田町 3 6 7 8 番地 4	宇土市野鶴町 3 4 1 番地 2	

熊本県告示第 7 0 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
高浜医院	宇土市城之浦町 6 7	平成 2 3 年 4 月 1 日

熊本県告示第 7 0 6 号

平成 2 3 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成 2 3 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 3 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 456, 637 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 725, 896, 283 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		99,764,491	41,285	99,805,776
	1 国庫補助金	55,336,360	39,645	55,376,005
	2 国庫委託金	1,602,241	1,640	1,603,881
2 繰入金		57,792,704	1,418,492	59,211,196
	1 基金繰入金	57,312,263	1,418,492	58,730,755
3 繰越金		129,223	422,889	552,112
	1 繰越金	129,223	422,889	552,112
4 諸収入		38,198,806	2,573,971	40,772,777
	1 貸付金 元利収入	27,593,490	2,500,562	30,094,052
	2 受託事業 収入	1,364,716	60,966	1,425,682
	3 雑収入	3,216,103	12,443	3,228,546
歳入合計		721,439,646	4,456,637	725,896,283

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		31,038,995	242,819	31,281,814
	1 総務管理費	12,212,999	68,519	12,281,518
	2 徴 税 費	7,011,025	86,183	7,097,208
	3 防 災 費	1,252,549	88,117	1,340,666
2 民 生 費		95,317,924	1,195,435	96,513,359
	1 社会福祉費	67,350,033	1,096,746	68,446,779
	2 児童福祉費	23,055,196	80,783	23,135,979
	3 災害救助費	91,827	17,906	109,733
3 労 働 費		8,470,619	134,441	8,605,060
	1 失業対策費	6,536,993	134,441	6,671,434
4 農 水 産 業 林 費		52,443,012	208,412	52,651,424
	1 農 業 費	11,506,051	46,219	11,552,270
	2 農 地 費	17,281,552	4,386	17,285,938
	3 林 業 費	15,337,380	140,039	15,477,419

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 水産業費	5,446,974	17,768	5,464,742
5 商 工 費		34,711,091	2,527,500	37,238,591
	1 商 業 費	27,879,885	2,507,500	30,387,385
	2 工 鉱 業 費	6,010,657	20,000	6,030,657
6 土 木 費		76,982,452	48,878	77,031,330
	1 土木管理費	3,397,337	48,878	3,446,215
7 警 察 費		38,609,917	41,486	38,651,403
	1 警察管理費	34,956,058	41,486	34,997,544
8 教 育 費		167,635,746	57,666	167,693,412
	1 教育総務費	28,043,887	2,473	28,046,360
	2 社会教育費	2,498,270	55,193	2,553,463
歳 出 合 計		721,439,646	4,456,637	725,896,283

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 地震・津波被害想定調査事業	平成24年度	千円 25,000
2 大河洲地区県営かんがい排水事業 宇 土 市	平成24年度	420,000
3 芦北地区県営かんがい排水事業 芦 北 町	平成24年度	310,000
4 北新田地区農地防災事業 宇 城 市	平成24年度 ～平成25年度	1,100,000
	年次別内訳 平成24年度 平成25年度	680,000 420,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資 として総額 421 億円の範囲内で 融資した資金について熊本県信 用保証協会が保証債務の履行を した場合の損失補償	平成23年度 ～平成34年度	千円 107,760	平成23年度 ～平成34年度	千円 147,760

平成 2 3 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 3 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,224,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 723,663,756千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		99,764,491	2,224,110	101,988,601
	1 国庫補助金	55,336,360	2,224,110	57,560,470
歳 入 合 計		721,439,646	2,224,110	723,663,756
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		41,899,190	2,224,110	44,123,300
	1 繰 出 金	6,049,766	2,224,110	8,273,876
歳 出 合 計		721,439,646	2,224,110	723,663,756

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,058,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,578,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		千円	千円	千円
		1,575,842	400,716	1,976,558
	1 分担金及び負担金	1,575,842	400,716	1,976,558
2 チッソ貸付け費		3,666,575	1,824,007	5,490,582
	1 諸収入	3,666,575	1,824,007	5,490,582
3 支援措置費		3,873,159	△ 2,782,723	1,090,436
	1 国庫支出金	2,379,160	△ 2,224,723	154,437
	2 県 債	594,000	△ 558,000	36,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 一 時 金 支 払 関 支 援 係 費		千円	千円	千円
		2,127,837	2,616,600	4,744,437
	1 繰 入 金	1,824,462	2,224,110	4,048,572
	2 県 債	303,375	392,490	695,865
歳 入 合 計		11,519,681	2,058,600	13,578,281
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水 俣 湾 堆 積 汚 泥 処 理 事 業 費		千円	千円	千円
		1,976,558		1,976,558
	1 公 債 費	1,976,558		1,976,558
2 千 貸 ッ ソ 付 費		5,645,019		5,645,019
	1 公 債 費	5,645,019		5,645,019
3 支 援 措 置 費		1,493,999	△ 558,000	935,999
	1 環 境 費	594,000	△ 558,000	36,000
4 一 時 金 支 払 関 支 援 係 費		2,127,837	2,616,600	4,744,437
	1 環 境 費	2,022,500	2,616,600	4,639,100
歳 出 合 計		11,519,681	2,058,600	13,578,281

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 金 貸 付 資 金	千円 594,000	(借入先) 財務省、そ の他	年5.0% 以 内 (但し、	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利	千円 36,000	(補 正 前 に 同 じ)		
一 時 金 支 払 関 係 金 出 資 金	303,375	(借入方法) 証書借入又 は証券発行	利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	695,865			
計	897,375				731,865			

熊本県告示第 7 0 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 7 月 1 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	平山荒尾線	荒尾市上井手字栗山 8 5 8 番 4 地先から 同所 8 5 8 番 9 地先まで	前	29.8 ～ 38.0	17.2	廃道
			後	21.8 ～ 30.2	17.2	

2 区域を変更する期日 平成 2 3 年 7 月 1 2 日

公 告

熊本県公告第 3 7 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ山鹿店
山鹿市石字臼塚 7 3 3 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2, 9 4 9 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 1 3 2 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 1 5 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 9 0 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物東側 2 1. 1 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3 箇所 敷地南側 2 箇所、敷地東側 1 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 3 時まで
- 7 届出年月日
平成 2 3 年 6 月 2 8 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務部総務振興課
平成 2 3 年 7 月 1 2 日から平成 2 3 年 1 1 月 1 2 日まで

熊本県公告第 3 7 3 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定により熊本市他 4 市村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成 2 0 年度から平成 2 2 年度まで	大字正清の一部・宮原の全部	地籍図及び地籍簿	平成 2 3 年 7 月 1 日
八代市	平成 2 0 年度から平成 2 2 年度まで	東陽町河俣の一部		
水俣市	平成 2 1 年度から平成 2 2 年度まで	大字袋の一部		
阿蘇市	平成 2 0 年度から平成 2 2 年度まで	波野大字赤仁田の一部		

球磨郡 球磨村	平成20年度から 平成22年度まで	大字渡乙の一部
熊本市	平成19年度から 平成21年度まで	大字正清・米塚の各一部
八代市	平成20年度から 平成22年度まで	泉町仁田尾の一部
水俣市	平成21年度から 平成22年度まで	大字越小場の一部・古里 の全部

熊本県公告第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営宇城東部2期地区（松の平工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営宇城東部2期地区（松の平工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年7月13日から平成23年8月10日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を五木村役場に掲示する。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- I 所在の不明な者の氏名
黒木 龍生
- II 通知の趣旨
 - I) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - II) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年6月17日付け熊本県告示第640号による。

熊本県公告第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字吹田字八迫1134番、同1136番、同1137番、同1138番1、同1138番2、同1138番3、同1139番及び里道の一部
7,857.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市黒髪六丁目11番17号
株式会社 村田園

熊本県公告第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東大窪2670番39
309.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市八景水谷二丁目11番13号—501
吉永 洋史

熊本県公告第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東大窪2670番69
205.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市長嶺東六丁目24番5号
和田 章裕

熊本県公告第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成23年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画下水道（天草公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課